

03年12月議会一般質問 12月16日の15時頃か17日の10時頃からの予定

順位	8	質問者	藤 木 邦 明	
項 目	質 問 の 要 旨			答弁を 求める者
1. 学校給食の委託問題について	<p>学校教育法は、地方公共団体が学校を設置し（第2条）直接管理すること（第5条）を義務づけている。そこで伺う。</p> <p>1. 地方公共団体に学校を設置し、管理する義務を課しているのは、その責任を明確にするためだと考えるがどうか。</p> <p>2. 学校の校地内に、校舎に接続して建設されている学校給食共同調理場は、学校の校地、校舎と何ら区分されておらず、学校の一部だと考えるがどうか。</p> <p>3. 学校の一部だとするなら、その管理を他にゆだねることは、学校教育法第5条に反すると思うがどうか。</p> <p>4. 「請負」により学校給食を委託する場合、請負事業主が法律に定められた全ての責任を負うことになっているが、学校の一部である共同調理場の管理を他にゆだねることは禁じられており、事実上、全ての責任を負うことは不可能ではないか。</p> <p>5. 共同調理場の施設、設備、機械、器具を、学校給食を請負った事業主に無償で貸与しているが、それでは「対価的関係をなす法的義務を課す契約」とは言えないのではないか。</p>			教育長

順位	8	質問者	藤 木 邦 明	
項目	質問の要旨			答弁を 求める者
1. 学校給食の委託問題について	<p>学校給食法は、学校栄養職員が「学校給食に関する専門的事項をつかさどる」としており、文部省は通知のなかで、具体的な職務内容として、次のような項目を掲げている。</p> <p>学校給食に関する基本計画の策定への参画。</p> <p>献立の作成。</p> <p>調理、配食に関する指導、助言。</p> <p>調理員、施設設備、食品などの衛生に関する日常点検、指導、助言。</p> <p>食材の選定、購入、検収、保管への参画。</p> <p>そこで伺う。</p> <p>1. 今回の委託問題について基本計画の策定に学校栄養職員を参画させているのか。</p> <p>2. 「請負」により学校給食を委託する場合、請負事業主が自ら、調理員に仕事の割り付け、順序、緩急の調整等を行うこととなっているが、調理経験も実績もない請負事業主にできると考えているのか。</p> <p>3. 請負事業主は、調理場に配置した主任調理員に指揮命令して、調理させるとしているが、学校栄養職員の調理、配食に関する指導、助言は必要ないと考えているのか。</p> <p>4. 学校栄養職員の調理、配食に関する指導、助言が必要だとするなら、誰に対して指導、助言することになると考えているのか。</p>			教育長

順位	8	質問者	藤 木 邦 明	
項 目	質 問 の 要 旨			答弁を 求める者
2 . 小学校の統廃 合問題につい て	<p>文部省は、1973年9月の通達で「 学校規模を重視する余り無理な統廃合を行い、地域住民等との間に紛争を生じたりすることを避けなければならない。 小規模学校には教職員と児童との人間的ふれあいや個別指導の面で教育上の利点も考えられるので、小規模校として充実するほうが好ましい場合もある。 学校のもつ地域的意義も考え、十分に地域住民の理解と協力を得て行うべき」だと指摘している。そこで伺う。</p> <p>1 . 教育委員会は、こうした立場を尊重し今後のとりくみをすすめるべきだと考えるがどうか。</p>			教育長

順位	8	質問者	藤 木 邦 明	
項 目	質 問 の 要 旨			答弁を 求める者
3 . 保育所の「管理代行」の問題について	<p>地方自治法第244条の2第3項は、保育所の設置の目的を「効果的に達成するため必要があるとき」に限って、その管理を民間事業者等のなかから指定する「指定管理者」に代行させることができるとしている。そこで伺う。</p> <p>1 . 保育の充実のためには、長い経験と、研修の積み重ね、保育士、調理員のチームワーク、保育士、調理員と保護者の信頼関係などが必要だと考えるがどうか。</p> <p>2 . 「指定管理者」の対象となる、庄原市総合サービス株式会社（仮称）には、保育や調理をおこなってきた実績はまったくないし、保育士、調理員と保護者との信頼関係もゼロからの出発となる。それでも、保育の充実が可能だと考えているのか。</p> <p>3 . 直営の保育所と、民間事業者等のなかから指定する「指定管理者」の管理する保育所の人事異動（交流）はありえないことから、お互いの経験を十分共有しあうことができなくなると考えるがどうか。</p> <p>4 . 直営の保育所と、「指定管理者」の管理する保育所の保育士、調理員の賃金に大幅な格差が生じることとなるが、同じ公設の保育所に働く保育士、調理員としてチームワークづくりができると考えているのか。</p>			市長

順位	8	質問者	藤 木 邦 明	
項 目	質 問 の 要 旨		答 弁 を 求 め る 者	
4 . 瑕疵担保期間 の見直しにつ いて	<p>近年建設工事完了後、5年を経過しないうちに大規模な補修が必要な事例が起こっている。そこで何う。</p> <p>1 . 備北衛生センターの場合、瑕疵担保期間は何年としていたのか。</p> <p>今回の重油流出事故については、請負者の重大な過失としてその補修と損害賠償を請求できるのか。</p> <p>2 . 今後は、瑕疵担保期間は民法の定める期間（5年～10年）を下回らないようにする必要があると考えるがどうか。</p>		市長	